

あさピーサポーターズ会則

(名称)

第1条 この会は、あさピーサポーターズ（以下「サポーターズ」という。）と称する。

(目的)

第2条 サポーターズは、旭市イメージアップキャラクター「あさピー」がゆるキャラ®グランプリでの上位進出に向けて応援、投票するとともに、あさピーの情報を広く発信し愛着や認知度を高めることにより、旭市の知名度向上とイメージアップを図ることを目的とする。

(運営)

第3条 サポーターズの運営は、旭市企画政策課（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は、サポーターズの会員（以下「会員」という。）へ連絡等を行う場合、原則としてメール配信にて行う。

(会員)

第4条 会員になることができる者は、次の各号のすべてに該当する者（個人に限る。）とする。

(1) サポーターズの目的に賛同する者

(2) あさピーが好きで、あさピーの活動を応援する者

(3) パソコンや携帯電話等の電子メールのアドレスを保有する者（一つのアドレスを複数の者が共有し会員になることはできません。）

(入会)

第5条 会員となることを希望する者（以下「入会希望者」という。）は、あさピーサポーターズ入会申込みフォームから申込みものとする。

2 事務局は、前項の規定により入会申込みがあった場合は、申込内容を審査のうえ、入会を承認しメンバーズカードを交付するものとする。ただし、入会希望者が既に会員になっている場合その他会員として不適当であると事務局が認める場合は、入会を承認しないことができる。

3 メンバーズカードは、一人につき一枚交付するものとし、いかなる場合においても再発行しない。また、会員本人のみが利用できるものとし、他の者に譲渡又は貸与してはならない。

(入会金及び年会費等)

第6条 サポーターズに入会するための入会金及び年会費は、無料とする。

2 事務局からのメール配信にかかる通信（受信）費用は会員の負担とする。

(有効期間)

第7条 会員の有効期間は、メンバーズカードの交付を受けた日からサポーターズが解散する日又は第11条の規定により会員資格を取り消された日までとする。

(会員の活動)

第8条 会員の活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ゆるキャラ®グランプリにエントリーするあさピーへの投票及び周囲へ投票の呼びかけを行う。
- (2) あさピーや旭市の魅力、出来事などを口コミ、雑誌、インターネット等により発信する。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他自分でできる方法でのPRを行う。

(禁止行為)

第9条 会員は、活動にあたって、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) あさピーや旭市の信用及び品位を害する行為
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為
- (3) 他の会員、市又は第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えたりする行為
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援又は公認する行為
- (5) サポートーズの運営を妨害する行為

(退会)

第10条 サポートーズの退会は、会員からの届出によるものとする。

(会員資格の取消し)

第11条 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、会員の資格を取り消すことができる。

- (1) この会則に違反したとき、又は違反したことが判明したとき。
- (2) 入会申込みの内容に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前条の規定により会員本人から退会の申し出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会員として不適当であると事務局が認めたとき。

(メンバーズカードの返却)

第12条 前条の規定により会員でなくなったときは、メンバーズカードを事務局へ返却するものとする。

(個人情報)

第13条 事務局は、会員の個人情報をサポートーズの会員管理、運営及び活動のために必要な範囲に限って収集又は利用するものとする。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか、サポートーズの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成30年7月5日から施行する。